

第 2 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成27年 6 月29日

開 会 中

場所 全員協議会室

第2回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成27年6月29日(月曜日)

午後1時29分開議

午後2時7分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP交渉の現状について
- (2) 付託調査事件の閉会中の継続審議について
- (3) その他

出席委員(14人)

委員長 前川 收
副委員長 藤川 隆夫
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 荒木 章博
委員 城下 広作
委員 吉永 和世
委員 重村 栄
委員 坂田 孝志
委員 西 聖一
委員 浦田 祐三子
委員 岩本 浩治
委員 山本 伸裕

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征夫
政策審議監 坂本 浩
首席審議員兼
企画課長 吉田 誠

知事公室

政策調整監 平井 宏英

総務部

人事課長 青木 政俊

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 渡辺 克淑

健康危機管理課長 岡崎 光治

首席審議員兼

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

薬務衛生課長 和久田 俊裕

環境生活部

環境政策課長 家入 淳

くらしの安全推進課長 開田 哲生

商工観光労働部

政策審議監

兼商工政策課長 奥 蘭 惣 幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎吾

農林水産部

部長 濱田 義之

生産局長 園田 誠

農林水産政策課長 白石 伸一

農産課長 酒瀬川 雅士

畜産課長 中村 秀朗

林業振興課長 宮田 修

水産振興課長 木村 武志

土木部

首席審議員

兼監理課長 成富 守

出納局

管理調達課長 田上 英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福島 哲也

議事課主幹 榎原 俊郎

午後1時29分開議

○前川収委員長 定刻前でありますけれども、委員の皆さん全員おそろいでございます

ので、ただいまから第2回TPP対策特別委員会を開催いたします。

では、まず、事実上の審議の最初の委員会でございますので、私のほうから御挨拶をさせていただきますと思います。

皆さんからの互選の中で、委員長を拝命いたしました前川でございます。藤川副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

さて、このTPP対策特別委員会は、平成25年6月に委員会として設置されました。私の記憶と私の知識の中においては、多分全国で都道府県の中に設置してある委員会としては唯一の委員会であろうと思っておりますし、また、国会の中にもこのTPPに特化した委員会が設置されてはいないというふうに聞いておまして、全国で唯一のTPP問題に特化した議論をする場として熊本県議会のTPP対策特別委員会があるというふうに思っております。

これまでの熊本県議会においては、本委員会の設置前に5回、設置後に4回、合計9回、このTPP問題に対しての国に対する意見書というものを提出しております。また、皆さん方の御記憶にあるとおり、さきの5月臨時議会では、これは意見書ではありませんでしたけれども、我が県議会の意思を示すということで、TPP協定交渉に対する決議というものをさせていただき、意思表示をさせていただいたところでございます。

アメリカの上院においては、先週24日、TPP妥結に不可欠なTPA、貿易促進権限法案が賛成多数で可決されております。7月の下旬には、参加12カ国による閣僚級会合を開催する方向で調整が行われており、このまま進めば、TPP協定交渉が近く大筋合意に向けた大きな歩みが加速するというような予測も出ているという状況の中にあります。

我々としては、重要5項目を含めたTPP

の問題点を指摘しながら、この場で慎重に、そして我が国の国益をしっかりと守り抜くようにというようなことで審議をし、また、国に対する意見書等々の活動もやってきたわけですが、今後さらに厳しい局面が出てくるという予測ができています状況の中でありませう。

なかなかこれは、そもそも交渉の内容が秘密であるということの前提から見れば、本当に難しい、審議を継続するのが難しい委員会ではありますけれども、我々が平成25年6月にTPP問題特別委員会を結成したときの精神、これは我が県の県内の経済やさまざまな活動に影響が出ることが予測される内容のものが、いかに国の専権事項であったとしても、それをただ単に傍観していくということではできないうと、我が県の県民生活に影響が出ることが前提である以上、堂々と県議会の中で議論していきましょうという、その精神で結成されてきたわけでありませうから、これからもその思いをしっかりとみんなで共有しながら議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈り申し上げます。

また、執行部の皆さん方には、本当に限られた情報の中で委員会運営に御協力をいただいていることに感謝を申し上げますし、これからもどうぞよろしくお祈りしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○藤川隆夫副委員長 副委員長の藤川でございます。

前川委員長を補佐し、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様並びに執行部の皆様、何とぞよろしく御協力のほどお祈り申し上げます。よろしくお祈りいたしま

す。

○前川収委員長 次に、執行部を代表して、島崎企画振興部長から御挨拶をお願いします。

○島崎企画振興部長 企画振興部長の島崎でございます。

委員会開会に当たり、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

前川委員長、それから藤川副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、当委員会に付託されましたTPP交渉の件につきまして御審議をいただきますが、本年5月、最終局面と言われるTPP交渉の動きに合わせ、特別委員会をいち早く設置され、決議された県議会の迅速な対応を、執行部といたしましても、時宜にかなったものと感謝しております。

県では、この問題に関し、平成25年3月の安倍総理のTPP交渉参加表明を受け、知事を本部長とした情報連絡本部を直ちに設置いたしました。交渉の主だった動きに応じて開催される政府の説明会への出席など、可能な限りの情報収集を行い、庁内で情報連絡会議を開催し、情報共有等に取り組んでおります。また、さきの6月12日には、県議会松田議長とともに、蒲島知事が、農林水産業の将来ビジョンを示すこと、国民に対し十分な情報を提供することを国に要望してまいりました。

本年度第2回目となります本日の委員会では、TPP交渉の現状等について御報告させていただきます。

妥結に不可欠とされる米国議会の貿易促進権限法案、いわゆるTPAについては、先週の24日に上院において可決されました。これに伴い、7月中にも大筋合意を行うための閣僚会合が開催されるとの報道もございます。

TPPをめぐる動きが慌ただしくなること

も想定される中、執行部としても、県議会の皆様と連携をとらせていただきながら精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、先生方の御指導のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○前川収委員長 次に、執行部関係部課職員の自己紹介をお願いいたします。名簿順でよろしく申し上げます。

（企画振興部長、政策調整監～管理調達課長の順に自己紹介）

○前川収委員長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

まず、執行部から、TPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

TPP交渉につきましては、委員長が申し上げていましたとおり、交渉の妥結に必要とされるアメリカの大統領貿易促進権限法案、いわゆるTPA法案が可決されたため、交渉が大きく進展することが考えられます。

本日は、まずはTPPそのものについて簡潔に御説明した後、直近のTPP協定交渉をめぐる最近の主な動きや今後のスケジュールなどについて御説明をいたします。

それでは、資料1ページをごらんください。

本年度第1回目の執行部からの報告ですので、TPP協定について御説明いたします。

ここから6ページまでは、内閣官房TPP政府対策本部の資料から抜粋したものでございます。1ページ目は、用語説明です。

一番上のWTOについては、160加盟国・地域で、物、サービスのうち、貿易自由化や貿易関連のルールづくりを行っている機関で

ございます。

WTOは、加盟国は、他の全加盟国の同種の製品に対して同じ関税を適用する、いわゆる最恵国待遇と、自国民と他の加盟国の国民、国内で生産されたものと海外で生産されたものを区別しない、内国民待遇が原則となっております。

次に、FTAでございますが、これは、一部の国、地域だけで、WTOのルールよりも自由化する協定であり、WTOの最恵国待遇の例外とされております。

最後に、EPAでございますが、FTAで扱う物、サービスに加えて、投資の自由化、規制緩和、制度の調和等、幅広い分野のルールを定め、経済関係を強化する協定のことです。外務省によれば、現在日本が締結等をしている協定は全部で15ございまして、全てEPAとされております。

次に、2ページをごらんください。

一番上に「メガFTA」時代の到来とありますが、WTOの例外であるFTAをめぐる世界の動きについて記載をしております。

こちらは、WTOの停滞を受けて、TPP、RCEP、日EU、TTIP(米EU)の4つを大きな動き、メガFTAとして紹介をしております。

次に、3ページ目をお開きください。

こちらは、政府が説明するTPPの意義についてです。

TPPが、世界のGDPの約40%、全貿易量の3分の1を占めることが挙げられております。

2番目は、TPPは、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むものであり、アジア太平洋地域の新たな貿易、経済活動のルールの礎となる旨、甘利大臣の声明として発表されております。

甘利大臣は、最近の国会において、TPPは地域の安全保障、安定を側面から支えていくような役割にもなっているという旨の発言

をしておられます。

次に、4ページをごらんください。

TPP参加による経済効果については、日本が交渉参加を表明した平成25年3月に、政府統一見解として公表されたものでございます。

結果については、黒丸にありますとおり、実質GDP0.66%、約3.2兆円の底上げとされております。一方で、農林水産物の生産額は、3.0兆円減少とされております。

その下には、全ての関税が撤廃され、かつ何の対策も行われぬという前提に基づいて試算されたという注釈がございまして。

次に、5ページ目をごらんください。

経済効果についての補足ですが、先ほど御紹介した農林水産物の生産額3兆円減少については、GDPがあらわす付加価値額ではないことから、棒グラフの右、0より下の部分の2.9兆円減少している輸入の内数になるというふうに思われます。

次に、6ページ目をごらんください。

これまでのTPP関連の動きということで御説明します。

文字が小さくて申しわけございません。

TPP交渉は、上から2行目の2008年に、アメリカが交渉開始意図を表明以降、中ほど、2013年の3月、安倍総理が交渉参加表明を行い、日本は7月に交渉に正式参加しております。

交渉参加国については、右下の図のとおり、12カ国であり、日本は最後の交渉参加国となっております。

次に、7ページをごらんください。

TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

中ほど、四角囲みの5月の特別委員会以降の動きにつきましては、アンダーラインをしております。5月14日の県議会臨時議会における決議の翌々日から、アメリカにおいて首席交渉官会合が開催されております。

その下の行からは、今後のスケジュールを記載しております。

ページの右上、吹き出しで書いておりますが、アメリカのTPAの動きを記載しております。

6月24日に、上院本会議で可決をされております。これは、当初、アメリカの国内対策である雇用支援法案、いわゆるTAA法案と連結法案になったものが切り離された上で再度可決されたものでございます。これにより、TPAは議会で成立し、アメリカ・オバマ大統領の署名を待つのみとなっておりますので、交渉参加国が最後の交渉カードを切れる状況になったと、そういった報道もございます。

これに伴い、今後のスケジュールですが、時期は未定であるものの、首席交渉官会合、日米閣僚級協議及び閣僚会合が開催されるものというふうに想定されます。

一番下の行にあります閣僚会合は、7月下旬開催とも報じられております。ここでは、大筋合意がなされるものというふうに言われております。

続きまして、8ページをごらんください。

この資料は、国のホームページでも掲載されております。国会承認条約の締結手続について書かれております。

真ん中、一番上の四角い中に、条約交渉というふうに書かれておりますが、これがTPP交渉の現在の状況と御理解いただきたいというふうに思います。

仮に、閣僚会合で大筋合意されますと、その後、事務方が調整の上、協定文を作成し、しかるべき時期に採択と署名を行うための会議が開かれることとなります。

署名について、日本においては、閣議決定に基づき行われることとなります。この署名という行為の後、関連法案の改正を含め、締結の承認について国会提出をされます。

国会では、TPPの内容について、平成25

年4月に行われた衆参農林水産委員会の決議との整合性を審査されることになるというふうに思われます。

その後、締結等の手続を経た上で、一番下の四角ですが、効力発生という形になります。

次に、9ページをごらんください。

県議会及び県の主な取り組みとして、平成22年からの主だった動きを掲載しております。説明は、一番下のアンダーライン部分にさせていただきます。

下から2行目ですが、5月14日の県議会におかれまして、TPP協定交渉に関する決議が可決されております。

最後の行、6月12日には、県議会議長、知事による要望活動を行っているところでございます。

また、先週6月22日に、県庁において、第12回TPPに係る情報連絡会議を開催しており、庁内で交渉状況等について情報共有を図ったところでございます。

次に、10ページにつきましては、御紹介した5月議会における決議を掲載しております。

続きまして、11ページにつきましては、6月12日に執行部が行いました要望活動で提出した要望書を掲載しております。

こちらについて、相手方である内閣官房TPP政府対策本部の佐々木国内調整総括官からは、交渉は最終段階に近づきつつあること及び国会の決議を守ったと評価いただけるような結果を得たいと、最後の段階に臨んでいるという件について話がございました。

次に、12ページをごらんください。

直近のTPP政府対策本部による説明会の開催状況について記載をしておるところでございます。

先月は、15日及び18日に説明会が、それぞれ一般向け及び都道府県向けに開催されているところでございます。

次に、13ページをお開きください。

ここから最後の21ページまでが、この説明会等での結果を参考に、TPPで交渉されている21分野等の状況について、企画振興部のほうでまとめた資料でございます。

上の行をごらんいただくとおり、左から、交渉分野、概要、進捗段階、交渉の進捗状況等、次に、衆参農林水産委員会決議、本県の懸念事項等を記載しております。

進捗状況と書かれた部分につきましては、ページ下部に米印で記載しておりますが、本年5月以降に、政府が国会や説明会等で説明した表現を参考にしておりまして、棒線になっている部分については、その際、特に言及がなかった分野でございます。

それでは、1の物品市場アクセス分野でございます。

こちらにつきましては、太線で囲っております交渉の進捗状況等についてごらんいただければと思います。

ここでは、最後に協定文に反映されるルールの交渉と、協定文の附属書に反映される2国間で行われる関税等についての交渉がございます。

上から3段目のポツについて、ルールにおいて、日本は困る議論がなく、ほとんど事務的には終わっていると思うという説明が一方、4番目のポツですが、ルールより関税の交渉が問題と説明されております。

その欄の一番下には、国会の決議に関する2国間交渉について記載しておりますが、アンダーラインにあるとおり、関税交渉の中身については、非常に関心のある米も含め、全体のパッケージで議論をしており、まだ何ら確定しているものではないという説明がございます。

なお、その右の欄でございますが、平成25年4月の衆参農林水産委員会決議について、この分野に係る分について記載をしてお

ります。

例として、一番上の丸、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、除外または再協議の対象とし、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないとされております。

次に、14ページをごらんください。

3番の税関当局及び貿易円滑化という分野においては、テキスト交渉終結としており、こう説明されている分野は全部で10ございます。

一番下のTBT、貿易の技術的障害のみ、事実上クローズと説明されておりますが、これは先ほどのテキスト交渉終結と同じ意味だというふうに考えられます。

次に、15ページについてごらんください。

6番の貿易救済(セーフガード等)についてですけれども、進捗段階については、もう少しでクローズとされております。これにつきましては、5月に行われた首席交渉官会合で進展した分野というふうに思われております。

次に、16ページをごらんください。

知的財産分野でございます。

知的財産分野につきましては、進捗段階は、最難関とされております。詳しい内容は省かせていただきますけれども、交渉状況等にごらんいただくとおり、医薬品のデータ保護期間が最も難しい分野として紹介をされております。

次に、17、18は飛ばさせていただきます、19ページをごらんください。

一番上、16番の環境分野についてでございますが、交渉の進捗状況等の欄、アンダーラインをしておりますが、漁業補助金につきましては、日本の漁業というのは、基本的に資源管理を徹底してやるという条件で補助をしており、日本にとっては問題のない形で進展しているという説明がございます。

次に、20ページをごらんください。

一番下の欄に、交渉分野ということではございませんが、今回議会で成立しましたTPAについて記載をしております。

交渉の進捗状況等の欄に記載をしておりますが、5月の国会においてTPAの特徴を紹介しておりますので、御紹介をさせていただきます。

一番上のポツでございますが、米国政府は、協定署名の意図を90日前に議会に通知するという手続を記載しております。

最後、21ページをごらんください。

一番最後の段、国内対策の部分について御紹介をさせていただきます。

交渉の進捗状況等の欄に記載をさせていただきましたが、こちらは甘利大臣が閣議後会見で、TPPが合意に至らないと何をするか結論が出ないので対策はできない、TPPがまとまった時点で、国内対策として何が必要なのかを早急に詰めていきたいという発言をされておられます。

資料の説明は以上でございます。

今後については、7ページの今後のスケジュールでも御紹介しましたが、TPAが大統領署名を待つのみでございますので、今後は、12カ国全体の閣僚会合はいつ開催され、大筋合意の政治判断ができるかどうかを焦点であるというふうに、報道等を総合すると考えられます。

先週の金曜日の閣議後会見において、甘利大臣は、残されている課題で2国間交渉は一挙に加速をし、事務折衝を終えた後に大臣折衝マターになってくる項目も絞られてくれば、首席交渉官会合、そして大臣会合というふうに事は進んでいく、7月いっぱいタイムリミットというふうに、後ろを切って最後の説明をしていくことが必要と発言をされておられます。

執行部といたしましては、引き続き県議会の皆様と連携しながら、TPP交渉に係る情

報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願ひします。

説明は以上でございます。

○前川収委員長 ありがとうございます。これまでの流れも含めたコンパクトな説明であったと思いますが、ありがとうございます。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。

まずは、ただいま説明をいただいた部分についての質疑があれば、委員の皆さんから出していただければと思います。

○村上寅美委員 部長、TPPに参加した場合であっても、FTAとEPAというのは、2国間というのは可能だということなんですね。そうすると、その内容については、2国間の諸条件で、関税も含めてなのか、TPPの基本に準じなくちゃいけないのか、その辺はわかっていますか。

○島崎企画振興部長 完全に決まっているわけではないですけども、それまで交渉してきたことというのが2国間での関係はありますので、その2国間で結ぶ場合には、それはベースにはなるんだと思います、その交渉の内容においてですね。ただ、その状況、状況で変化させていくということはあるんだと思います。

○村上寅美委員 ということは、TPPがノーだと言え、2国間でしたってだめだということだな。そうはならない。

○島崎企画振興部長、いえ、ベースとして、2国間で交渉してきたものがベースになってTPPができている場合には、あのとき交渉したでしょうというような論議になることは

——多々そういう論陣を張る人というのは多く出てくるとは思いますが、最終的な結論がどうなるのかというのはその時の状況で。

○村上寅美委員 秘密裏にやっとなるから、なかなか日本としても、それから県としてはもちろん、確たることは言えないと思うけど、その辺を2国間で——母体としてはTPPというのが主体だから、ただ、それでもいいよと、2国間で条件を整えばEPAとFTAやっっていいよということだから、やっっていいよという内容なんだよね。

だから、どちらかというところと中心があって、まあ枝葉みたいな形であるものだから、全てがこちらが優先しませんかというような決め方というから、その辺が不安なんだよね。せっかく2国間でやっったならば、2国間のベースで最後まで契約ができるのかどうかということは非常に重要だから聞いたんですけど、わからないなら結構だけど……

○前川収委員長 いいですか。FTA、EPAでやっている話が、今回、TPPの交渉相手になっているところで妥結されたならば、これまでの中身は、TPPに含まれない部分は別として、含まれた部分はTPPが優先されるんでしょう。

○島崎企画振興部長 それはそうなります。

○前川収委員長 ですよ。それは確認。

○吉田企画課長 政府から詳細な説明はないんですけども、これまでのことから考えれば、委員長御指摘のとおり、先に2国間の条約が締結——EPAなりFTAが締結をされていて、その後TPPが締結されれば、TPPが基本的には上書きをするということになる——同じ部分に関してはですね。上書きするというふうな形になると思われま。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○西岡勝成委員 水産物についてちょっとお尋ねしたいんですが、私の認識では、水産物の関税はそうあんまり高く、あっても高くないというような状況だと思うんですけども、まあここには農林水産物っていろいろ書いてありますが、これからアジア戦略とか、我々、日本の安全、安心なものを売っていくためには、かえって水産物としてはこのTPPがあったほうがいいんじゃないかというような感じもするんですけども、ただ、全漁連あたりが、要するに重要5品目あたりが自由化になると、魚の消費が減るから反対だというような、片一方が安くなるので魚の消費が国内で減るといようなことで反対だというような意見を出しておりますが、トータルとしては水産物は、これから世界に物を売っていくためには、かえってTPPはあったほうがいいんじゃないかというような感じもしますけれども、トータル的にはどうなんですか。

○木村水産振興課長 国の試算で、あわせて県内の試算でその影響を試算したところ、6億円程度であろうと。これは天然でとれる魚がベースになっております。

ただ、今後、養殖業等については、九経連等のお話もありまして、養殖業をもっと拡大していこうという方向性にありますので、その中においては、委員おっしゃいますように、優位に働くところも考えられるのではないかと思います。

○吉田企画課長 データの部分だけちょっと補足をさせてください。

今、天然で6億円減少とありましたが、政府のほうが、先ほど申し上げたとおり、3兆

円農林水産物の生産額が減少すると言っている中で、この政府の試算に基づいて本県のほうで農林水産物の——この数字をもとに案分をしたところ、本県の農林水産物、特に今御指摘の水産業の部分では、6億円程度減少するのではないかとこのものでございます。

○前川収委員長 熊本県ベースですね。

○吉田企画課長 はい。

○西岡勝成委員 私は、水産業は、ここに並べて書いていただいていますけれども、そんなに大きな影響はないと。アジア戦略をしていくためには、かえっていいような感じをしているんですね。

○木村水産振興課長 実際、現在の関税率も水産物は低うございますので、これよりも為替レートのほうが非常に影響のほうは大きいかと思います。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

交渉の中身がなかなかわからない状況の中であって、非常に難しい運営の委員会ではありますが、もし皆さん側から質疑がなければ、私のほうから提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

（「私も意見が」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 その他の意見があるということですね。

じゃあ、まず、どうぞその他の意見。今の説明の内容については終わりますので、その他をどうぞ、いいです。

○山本伸裕委員 秘密交渉でなかなか内容についてが明らかにされないということではあるんですが、新聞報道では、次から次に重大な問題が報道されているわけですよね。例え

ば、日経新聞なんかでは、もう既に豚肉・牛肉については方針が固まっていると。そして、豚肉については、キロ当たり最大482円の関税が50円にまで下げられるとか、牛肉38.5%が10年かけて10%に下げられるとか、こういったことはもうどんどん報道されているわけですよね。

このこと自体が重大な国会決議違反でありますし、そして、米についても、特別輸入枠を米国が要求したのに対して、日本政府が主食米5万トン輸入の案を出したというようなことも報道されているわけです。これは、やっぱり国会決議違反は明らかじゃないかと思うんですね。

県議会においては、委員長さん先頭に御苦労いただいて、意見書や決議が上げられているんですけども、本当に決議、意見書をまともに政府は受けとめて対応しているのかというような憤りを非常に私は感じるわけです。

そういう点では、ぜひ——また、今こそ委員会としての意見表明なんかも大事なタイミングじゃないかなというふうに思うんですけども、ぜひそういったことも含めて、この委員会で検討をお願いできればと思っております。

○前川収委員長 ありがとうございます。

ちょうどそのことを御提案しようかと思ったところでありましたが、ほかにその他の質疑はございませんでしょうか。もしくは意見は。

○荒木章博委員 1つ、初歩的な話で、5項目を含めて、いかに守っていくかということでは当然のことですけれども、落とすどころということでもよく問題が出ていますけれども、それも含めて、全く、皆目難しいという、わからないということですか。

○吉田企画課長 先ほど御説明いたしました
が、委員からも御指摘ありましたけれども、
秘密裏ということで守秘義務がかかっている
ため、交渉の中身については一切説明できな
いとありましたが、松田議長と蒲島知事で6
月12日に佐々木国内調整総括官のほうを御訪
問して、要望・要請活動を行った際に、佐々
木国内調整総括官からは、先ほど申し上げま
したが、衆参の農林水産委員会の決議という
ものを踏まえて、ここをしっかりと守れるよう
交渉を進めていると、そういった旨の御発言
はあったところでございます。

○荒木章博委員 なら、もう落としどころと
見て……以上です。わかりました。よろしく
お願いします。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょ
うか。——なければ、じゃあ私のほうから提
案をさせていただきたいと思っておりますけれ
ども、まさに今交渉の佳境に入り、加速化し得
る状況になっているということを踏まえて、
前回5月臨時議会においては、議会の中の決
議ということで、対外的に正式な意見書を国
に出したわけではありませので、今議会中
に特別委員会の発議でT P P問題に関する意
見書を国に対して提出したいというふうに思
っております。

内容については、これまで意見書をずっと
出してきておりますから、主に重要5項目に
ついての部分と、それから、この間の決議の
内容でも書きましたし、その前の3月だった
ですか、にも交渉内容として、他国において
はマスコミ報道等で交渉内容が漏れていて、
それが我が国にマスコミを通じて伝わってき
て、マスコミからそれが我々の目に入るとい
う、いわゆる秘密裏の交渉というのが、これ
はおかしいと、アメリカはわかっているの
に、日本ではわからないという話になってい
るということで、そういった情報公開度合い

というのが不均等じゃないかと、だから、ア
メリカも一切出すなど、日本が出さないんだ
ったらね。そういうことも含めた決議もさせ
ていただいていますし、国と交渉もさせてい
ただいておりますから、そういったものの流
れと、それから、今日的な課題を新たに執行
部と協議しながら、意見書という形で提出を
させていただきたいと思っておりますが、皆さんい
かがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。

それでは、本会議に意見書を提出させてい
ただきたいと思っております。

内容につきましては、今のものを網羅した
いと思っておりますが、委員長の私に御一任いた
だきたいと思っておりますが、よろしゅうございま
すか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 それでは、御一任をいた
だきましたので、内容については執行部とし
っかり相談をしながら、提出に向けて準備をさ
せていただきたいというふうに思っております。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りを
いたします。

本委員会に付託の調査事件については、審
査未了のため、次期定例会まで本委員会を存
続して審査する旨、議長に申し出ることとし
てよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのよ
うにいたします。

次に、その他に入りますが、何かございま
せんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、これをもちまし
て本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
TPP対策特別委員会委員長